

多久市食の自立支援事業実施事業者 募集要項

1 趣旨

本要領は多久市が実施する食の自立支援事業の業務委託事業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものである。

2 委託概要

- (1) 委託事業名 多久市食の自立支援事業
- (2) 委託期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 委託内容
別紙「多久市食の自立支援事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」）」のとおり。
- (4) 契約方法 単価契約
- (5) 費用 1回のサービス費用は、300円（税込）を限度とし、多久市から負担する。

3 応募資格

食の自立支援事業者は、次に掲げる基準を満たす者であることとします。

- (1) この事業の目的を理解しており、高齢者福祉の向上に寄与する意欲があること
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく飲食店の営業許可を受けていること
- (3) 多久市全域の訪問が可能であること
- (4) 1月1日～同月3日を除く毎日、昼・夕の両時間帯で対応可能であること
- (5) 見守りのみでのサービスに加え、弁当宅配付きのサービスに対応可能であること
- (6) 弁当は、管理栄養士または栄養士が作成した献立によるものとし、衛生管理等の責任を持って提供すること
- (7) 仕様書に記載された業務内容を履行可能なこと

4 募集期間 令和7年9月10日（水）～令和7年9月26日（金）

5 事業者登録申請書の提出

(1) 提出書類

「多久市食の自立支援事業事業者 登録申請書」に次に掲げる必要書類を添付し、提出すること。

- ア 食品衛生法に基づく飲食店営業許可書の写し等
- イ 管理栄養士等免許証又は資格証明書の写し
- ウ 提供する弁当の写真及び献立表、パンフレット等

- (2) 提出期限 令和7年9月26日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先 〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1
多久市役所高齢・障害者支援課高齢者支援係
- (4) 提出方法 郵送、持参又は電子メール

- ・郵送の場合：提出期限必着とする。
- ・持参の場合：各日午前9時から午後5時までに提出すること。
- ・電子メールの場合：「事業登録申請書」をPDFファイルとして提出期限までに送信すること。

(5) その他

- ア 事業者登録申請書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- イ 提出された事業者登録申請書及び添付書類は返却しない。

7 現地調査

衛生面、配達面等を確認するために現地調査を実施することがある。実施する場合は、日程・詳細は事業者登録申請書の提出後速やかに連絡する。

8 業務委託事業者の決定

(1) 決定方法

応募資格を全て満たし、提出された書類等に疑義がない事業者を業務委託業者に決定し、契約を締結する。複数事業者が事業を受託することがある。

(2) 結果の通知

選定結果は、選定後、速やかに提出事業者全員に通知する。

9 過去の実績データ (参考)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延配食数	約 17,600 食	約 14,900 食	約 16,000 食
委託業者数	1 者	1 者	1 者